
【阪神間初】スギホールディングス株式会社と 「災害時における物資調達に関する協定」を締結します

1 目的

尼崎市は、市内に多店舗展開するスギホールディングス株式会社と、食料品をはじめ、一般医薬品、医療用品、衣料品、日用品などの災害時に必要な生活用品の確保や迅速な市民への物資提供を目的として、「災害時における物資調達に関する協定」を令和 6 年 12 月 1 日付けで締結します。

2 協定相手方

スギホールディングス株式会社 （愛知県大府市横根町新江 62 番地 1）

3 主な物資供給内容

種 類	物 資 名
食料品	米、パン、缶詰、インスタント麺、容器入飲料水、粉・液体ミルク、離乳食、ペットボトル飲料、嗜好品（お菓子、飴など）、レトルト食品 等
一般医薬品・ 医療用品	一般医薬品、医療用品、救急絆創膏、紙おむつ・紙パンツ（成人用・乳児用）、尿とりパット、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、防疫用消毒剤）、マスク 等
衣料品	下着、肌着、靴下 等
日用品	カセットガスボンベ、哺乳瓶、乾電池、ローソク、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、生理用品、軍手、ライター、洗剤 等
その他	携帯トイレ、屋内用スリッパ 等

4 協定書

別紙のとおり

以 上

災害時における物資調達に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲の乙に対する要請は、物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資等の運搬及び供給）

第6条 物資等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その場所への運搬は、乙または乙の指定するものが行うものとする。

2 乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。甲は、乙が上記の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

3 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、物資供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(物資の価格)

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

(連絡責任者の選任及び報告)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和6年12月 1日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番地1号
尼崎市
尼崎市市長 松本 眞

⑨

乙 愛知県大府市横根町新江62番地1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉浦 克典

⑨